## 文例(相続人がいない場合)

第1条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、友人〇〇〇〇(生年月日 住所)に、お世話 になった感謝の気持ちとして遺贈する。

金融機関 株式会社○○銀行○○○支店

種 類 定期預金

□座番号 ○○○○○

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、ホームヘルパーである〇〇〇〇(生年月日 住 所)に、介護のお礼として遺贈する。

金融機関 株式会社○○銀行○○○支店

種 類 普通預金

□座番号 ○○○○○

第3条 第1条および第2条を除く遺言者の有する一切の財産は、すべて換価処分し、葬儀 費用、遺言執行者への報酬を除き、地域の活動に役立ててもらうため、〇〇県〇〇 市に遺贈する。

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・

職業〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

## ┃相続人に注意

結婚をしていなかったり、子がいなかったり、一人っ子であったりすれば、相続人が全くいないというケースも考えられます。しかし相続人がいないと思っていても、法律的に相続人がいることはよくあることです。戸籍謄本を取り寄せて、本当に相続人がいないかどうか確認する必要があります。戸籍謄本の見方は複雑な場合がありますので、弁護士などの法律専門家に相談して確認してみましょう。

## Ⅰ相続人がいない場合の手続

相続人がいない場合は、相続開始後に、家庭裁判所により、財産の管理・清算を行う相続財産 管理人が選任され、その後相続人の検索・相続財産の清算がおこなれます。特別縁故者がいれ ば、その者自身の申請により、その者に財産がいくこともありますが、最終的に相続人もなく、 特別縁故者もない場合は、財産は国庫に帰属することになります。

## ┃遺贈・遺言執行者の指定

国庫に帰属してしまうのであれば、お世話になった友人に財産を残したり、学校や公共団体への寄付することも考えるのではないでしょうか。遺言で遺贈することによってあなたの財産を、有意義に使ってもらうことができます。手続きを円滑に進めるために、必ず遺言執行者を指定しておきましょう。